

## 商品券の利用終了及び

### 資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素より海南町商業協同組合の商品券をご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、当組合が発行しております「商品券」は、\*\*令和7年10月31日(金)\*\*をもってご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しを実施させていただきます。

未使用の「商品券」をお持ちの方は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の内容をご確認のうえ、払戻しの申出期間内にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

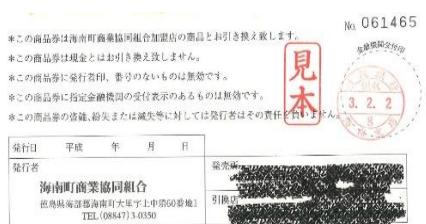
#### 【払戻しの対象となる商品券】

海南町商業協同組合が発行した「商品券」

#### 【商品券】表側



#### 【商品券】裏側



#### 【払戻しの申出期間】

令和7年11月1日(土)～令和8年1月31日(土)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

#### 【申出及び払戻しの方法】

未使用の「商品券」を海南町商業協同組合（海陽町商工会内）までお持ちください。

商品券を確認のうえ、現金引換券を発行いたします。後日、払戻しの申出期間内に、この引換券とご本人確認書類をご提示いただけましたら、現金にてお支払いさせていただきます。

#### 【お問い合わせ先】

海南町商業協同組合（海陽町商工会内）

〒775-0203 徳島県海部郡海陽町大里字上中須60番地1

電話：0884-73-0350

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。